

利根町長選挙は、7月2日（日）に決定しました

7月23日任期満了に伴う利根町長選挙の選挙期日が次のとおり決定されましたのでお知らせいたします。

◇告示日
6月27日（火）

◇投開票日
7月2日（日）



※立候補を予定されている方へ

◇立候補予定者説明会

- ・日時 5月30日（火）午前10時～
- ・会場 役場 5階 5-A会議室
- ※1候補者につき3名以内でお願いします。

◎問い合わせ先 利根町選挙管理委員会
Tel68-2211（内線502）

利根町民生委員児童委員協議会 会長に中野傳功氏が就任



昨年12月の民生委員児童委員の一斉改選後に開かれた利根町民生委員児童委員協議会臨時総会において、新たに利根町民生委員児童委員協議会会長に中野傳功氏が選出されました。

利根町行政組織変更のお知らせ

平成29年4月より、利根町における母子保健事業の充実強化を図るため、利根町保健福祉センターにある「健康増進係」の業務を分離し、新たな「係」として「母子保健係」を新設しました。



◎問い合わせ先 利根町保健福祉センター 庶務係 Tel68-8291

福祉バス（福ちゃん号）が4月1日から 運行時刻など一部変更になりました

- バス停「ランドローム前」を新設しました。
- 路線図および時刻表は、町公式ホームページ、または3月に配布しました「こころの健康づくりカレンダー」の26～27ページをご覧ください。

利用にあたりお願い

○大きな荷物は通路をふさいでしまい乗降の妨げになりますので、持ち込みはご遠慮ください。シルバーカーやベビーカーは、折りたたんでも座席と背もたれの間に入らないものは持ち込めません。

国民年金保険料額のお知らせ

平成29年4月から平成30年3月までの国民年金保険料は、月額16,490円となります。

国民年金学生納付特例制度のご案内

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が義務となっています。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定以下の場合、申請により在学期間中の保険料が猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

<対象となる方>

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程）に在学する学生等で、ご本人の学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の方、または失業などの理由がある方。

<所得の目安>

118万円+（扶養親族の数×38万円）で計算した額以下である場合

<持参するもの>

- ①年金手帳
 - ②有効期限が明記された学生証、または在学期間がわかる在学証明書
 - ③会社を退職し学生になる方は、雇用保険受給資格者証、または雇用保険被保険者離職票など失業した事実が確認できる書類
 - ④印鑑（スタンプ式印鑑は不可）
- 学生納付特例の申請をご希望の方は、役場保険年金課で手続きをしてください。制度の詳細や手続き方法については、役場保険年金課 国民年金係へお問い合わせください。

◎問い合わせ先 役場保険年金課 国民年金係
Tel68-2211（内線236）

臨時福祉給付金（経済対策分）の申請期限は5月1日（月）までです

臨時福祉給付金（経済対策分）のお知らせ案内が届いていない方で、次の要件を満たす方は、役場福祉課まで申請をお願いします。

○臨時福祉給付金（経済対策分）

・給付対象者

平成28年1月1日において、利根町の住民基本台帳に記録されている方で、平成28年度分の住民税が課税されておらず、かつ町内・町外で課税されている方の扶養となっていない方。

ただし、①生活保護を受給している方、②中国残留邦人等に対する支援給付を受給している方、③国立ハンセン病療養所等入所者家族生活介護費を受給している方、④ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）を受給している方は対象外になります。

・給付額

支給対象者一人につき、15,000円

・申請期限

5月1日（月）まで

※収入がない方でも、町に平成28年度の課税資料のない場合は、給付の対象になりませんので、申請の前に町・県民税申告を済ませてください。

また、申告の際に課税対象者となった場合は、支給対象者となりません。

◎問い合わせ先

役場福祉課 社会福祉係
Tel68-2211（内線337・338）



支給対象者診断チャート

